

吉富町の高齢者福祉サービス一覧

令和6年12月

吉富町で実施している高齢者福祉事業の一覧です。対象者の要件や事業の内容、事前申請の必要性など詳細については、担当部署にお問い合わせください。

○ 健康づくり・介護予防に関すること

事業名	内容
介護予防ポイント事業 福祉保険課 ☎24-1123	地域の皆さんと行う健康づくりや介護予防につながる活動、ボランティア活動をポイントにより評価し、取得したポイントを商品券等と交換できます。 ＜対象＞65歳以上の方 ＜参加料＞無料 ＜交換額＞1人年1回、ポイントに応じ最大5,000円
ケアトランポリン教室 福祉保険課 ☎24-1123	手すりのついたトランポリンの上でリズムに合わせた運動を行い、筋力強化やバランス能力の向上を目指します。 ＜対象＞町民（定員あり） ＜利用料＞無料 ＜開催日＞毎週月曜日
ふれあいサロン 社会福祉協議会 ☎23-5400	体操やレクリエーション、お茶を飲みながら談笑したりしながら、地域の皆様と交流を深めます。 ＜対象＞65歳以上の方 ＜利用料＞無料 ＜開催日＞第1～3木曜日
いきいきデイサービス 福祉保険課 ☎24-1123	要介護状態になることを予防するため、健康チェックや機能訓練を受け、レクリエーションに参加します。 ＜対象＞要介護認定を受けていない65歳以上の方 ＜利用料＞月1,000円 ＜曜日＞週1回
はり・灸・マッサージ料の助成 福祉保険課 ☎24-1123	＜対象＞満70歳以上の方 ＜助成額＞1回500円、月3回まで ※京築鍼灸マッサージ会加盟店で使用できます。
高齢者交流事業 福祉保険課 ☎24-1123	5名以上のグループで健康、生涯学習などに関する研修や保養（日帰り及び1泊2日）を実施する方に実施費用を助成します。 ＜対象＞吉富町に住民登録のある満70歳以上の方 ＜助成額＞1人につき年1回、3,000円

<p>敬老会事業</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p>75 歳以上の高齢者を招待し、記念式典を開催し、記念品の贈呈や演芸を行い健康と長寿のお祝いをします。</p> <p><記念品>その年に、101 歳以上・100 歳・99 歳・90 歳・88 歳・80 歳を迎えられる方にお贈りします。</p> <p><敬老金>その年度で、満 80 歳以上の方に敬老祝い金として 5,000 円をお贈りします（口座振込）。</p>
<p>10 時のラジオ体操</p> <p>未来まちづくり課 ☎24-1122</p>	<p>防災無線で毎朝 10 時にラジオ体操を放送していますので、日々の健康づくりにお役立てください。</p>
<p>フレイルチェック</p> <p>地域包括支援センター ☎26-1192</p>	<p>年 1 回、各地区公民館にてフレイルチェックを行い、ご自身の元気を評価するとともに、要介護状態になりそうな方を把握し、早期対応を行います。</p>
<p>音楽レクリエーション</p> <p>地域包括支援センター ☎26-1192</p>	<p>各地区に専門の講師を派遣し、音楽に合わせて歌ったり、体操したり、脳トレを行うことで介護予防を図ります。</p> <p><参加費>無料</p> <p><開催日>各地区で年 1 回程度</p>
<p>ピンシャン教室</p> <p>社会福祉協議会 ☎23-5400</p>	<p>地域の公民館で介護予防教室（ピンシャン教室）を開催します。参加者全員で元気に声を出しながら、音楽に合わせて体操します。</p> <p><内 容>ストレッチ体操、筋力トレーニング、脳トレーニング等</p> <p><参加料>無料</p> <p><開催日>第 4 木曜日</p>

○ 日常生活の支援に関すること

事業名	内容
<p>介護予防生活支援事業</p> <p>社会福祉協議会 ☎23-5400</p>	<p>住み慣れた町で、高齢者が在宅生活を維持できるように、定期的な生活支援を行います。</p> <p><内 容>買い物の代行(同行)、ゴミ出し、掃除、洗濯等</p> <p><対 象>要支援 1・2、事業対象者</p> <p><費 用>1 時間 300 円</p>
<p>住民による有償ボランティア</p> <p>社会福祉協議会 ☎23-5400</p>	<p>住み慣れた町で、高齢者が在宅生活を維持できるように、生活支援を行います。</p> <p><内 容>買い物の代行(同行)、ゴミ出し、電球交換、洗濯等</p> <p><対 象>65 歳以上の方</p> <p><費 用>30 分 300 円</p>

<p>配食サービス</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p>調理が困難な高齢者などに、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、手渡しすることで利用者の安否確認を行います。</p> <p><対 象>調理が困難な 65 歳以上の方</p> <p><利用料>1 食 300 円</p> <p><曜 日>月・水・金の夕食 ※祝日・年末年始を除く</p>
<p>ホームヘルパーの派遣</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p>日常生活に関する家事支援や指導などのため、ホームヘルパーを派遣します。</p> <p><対 象>要介護認定結果が「非該当」の認定を受けた方でホームヘルパーを派遣することが適当と認められた方</p> <p><費 用>1 時間 220 円程度</p>
<p>補聴器購入費の助成</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p>中等度の加齢性難聴高齢者に対して、補聴器本体 1 台分の購入費の一部を助成します。</p> <p><対 象>65 歳以上の加齢性難聴高齢者で障害者手帳を持っておらず、補聴器の必要性を医師が認めた者</p> <p>※過去の助成対象者は除く</p> <p><助成額>上限 30,000 円</p>
<p>あんしん住宅リフォーム事業</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p>高齢者が、ご自宅で安心して自立した生活ができるよう自宅を改良する場合に、費用の一部を助成します。</p> <p><対 象>介護保険で要支援、要介護の認定を受けている方</p> <p><助成額>世帯に 1 回限り、最大 30 万円まで</p> <p>※対象世帯の所得等により補助率が変わります。</p> <p>※介護保険制度上の住宅改修が優先となります。</p>
<p>タクシー利用券の交付</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p>買い物や医療機関受診等の日常生活上必要な移動が困難な要介護高齢者がタクシーを利用した際、基本料金を助成するタクシー利用券を交付します。</p> <p><対 象>吉富町介護手当支給条例の支給要件に該当する介護を必要とする高齢者</p> <p><助成額>初乗り基本料金を助成（年間 24 枚）</p>
<p>介護機器の貸与</p> <p>社会福祉協議会 ☎23-5400</p>	<p>歩行に支障のある方や、在宅で介護を要する方に介護機器を貸与します。</p> <p><品 目>車いす、介助車、歩行器、手押し車</p> <p><費 用>無料</p>
<p>入浴料の助成</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p><対 象>満 70 歳以上の方</p> <p><助成額>1 回 80 円、月 10 回まで</p> <p><場 所>吉陽湯（吉富町大字広津 303 番地 1）</p>

<p>防犯通話録音機の貸与</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p>電話による高齢者への詐欺被害や迷惑電話を防ぐため、電話機に接続する自動通話録音器を無償で貸与します。</p> <p><対 象>70 歳以上の高齢者のみの世帯</p> <p><利用料>無料</p>
<p>安全運転装置設置事業</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p>高齢者による交通事故の抑止を図ることを目的とし、高齢者が自分で運転する車に安全運転装置を設置した場合に、設置費用の一部を助成します。</p> <p><対 象>満 75 歳以上の自家用車所有者</p> <p><助成額>設置に要した費用の 2/3 (上限 30,000 円)</p>
<p>運転免許自主返納支援事業</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p>高齢者による交通事故の抑止を図ることを目的とし、運転免許証を自主返納した高齢者に対し、利用券・乗車券を交付します。</p> <p><対 象>満 70 歳以上の方</p> <p>※自主返納日・免許失効日から 6 か月以内に要申請</p> <p><支援内容>①タクシー利用券</p> <p>②デマンドタクシー乗車券</p> <p>③築上東部乗合タクシー乗車券</p> <p>④コミュニティバス乗車券</p> <p>※①~④のうち、いずれか 10,000 円分</p>
<p>広報紙等吹き込みサービス</p> <p>社会福祉協議会 ☎23-5400</p>	<p>目の不自由な方のために、ボランティア『太陽の会』が、広報紙等を吹き込んだ CD をお配りしています。</p> <p><対 象>当該支援が必要な方</p> <p><利用料>無料</p>
<p>愛の弁当訪問</p> <p>社会福祉協議会 ☎23-5400</p>	<p>年 4 回、ボランティア『太陽の会』が、真心を込めた手作りのお弁当を手渡しし、安否確認や困りごとの相談に応じます。</p> <p><対 象>80 歳以上の高齢者のみの世帯</p> <p><実施日>年 4 回</p>
<p>日常生活用具の給付</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p>日常生活の自立を助けるための 4 品目 (火災警報器・自動消火器・老人用電話・電磁調理器) を貸与もしくは給付します。</p> <p><対 象>おおむね 65 歳以上の方で、日常生活用具の給付により、日常生活の自立を助けることが出来ると認められる方。</p> <p><費 用>世帯の所得に応じて負担金があります</p>
<p>コールサービス</p> <p>社会福祉協議会 ☎23-5400</p>	<p>ひとり暮らしの高齢者等に電話をかけ、安否確認や心配事の相談に応じます。</p> <p><利用料>無料</p> <p><実施日>週 1 回 (火曜日または金曜日)</p>

○ 緊急時の対応に関すること

事業名	内容
緊急通報装置の設置 福祉保険課 ☎24-1123	自宅の固定電話に、ボタンを押すだけで119番通報が出来る装置を設置します。ペンダントを使うことで自宅内ではどこにいても通報できます。 ＜対 象＞65歳以上 ＜利用料＞無料
あんしん登録台帳制度 福祉保険課 ☎24-1123	認知症等により行方不明が発生しそうな方の情報を事前登録しておくことにより、行方不明事案が生じた際の早期対応に役立てます。 ＜対 象＞行方不明になる可能性がある方 ＜利用料＞無料
SOS ネットワークの整備 福祉保険課 ☎24-1123	行方不明事案が発生した際に、福岡県防災メールまもるくんでの情報発信及び協力機関への情報提供により、早期発見・早期保護を図ります。
GPS 端末機購入費の補助 福祉保険課 ☎24-1123	高齢者等が行方不明となる事案発生時の早期発見に役立つ GPS 端末機の購入に係る初期費用を補助します。 ＜対 象＞当該高齢者の同居者または主介護者 ＜補助額＞上限 10,000 円

○ 認知症に関すること

事業名	内容
あいあい喫茶 地域包括支援センター ☎26-1192	誰でも参加できる交流の場である認知症カフェを開催し、認知症の発症予防や進行予防、社会的孤立の防止を図ります。 ※必要な方には送迎あり ＜利用料＞無料 ＜開催日＞毎月第2・第4水曜日
物忘れ相談会 地域包括支援センター ☎26-1192	物忘れが気になる方やそのご家族の方の相談会を開催し、専門スタッフが助言や情報提供を行います。 ＜利用料＞無料 ＜開催日＞毎月1回（要予約）
鉛筆画教室 地域包括支援センター ☎26-1192	鉛筆画を描くことをとおして、認知症の進行予防を図ります。 ＜対 象＞65歳以上の方 ＜利用料＞無料 ＜開催日＞毎月第2・4金曜日
成年後見制度利用促進事業 福祉保険課 ☎24-1123	判断能力が不十分な方で身寄りの方がいない等により成年後見制度の申立てができない場合に、町長が申立てを行います。また、必要と認められる場合には、後見人等への報酬を助成します。

<p>日常生活自立支援事業</p> <p>社会福祉協議会 ☎23-5400</p>	<p>認知症等で判断能力が不十分な方に対して、契約に基づき、日常生活への支援を行います。</p> <p><支援内容>①福祉サービスの利用手続き ②公共料金の支払い支援 ③預貯金通帳や印鑑等の管理</p>
---	---

○ 家族のための支援

事業名	内容
<p>介護手当の支給</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p>寝たきり状態の方を在宅で介護している方に労いの意を込めて、手当を支給します。</p> <p><対 象>要介護3～5で6か月以上寝たきりの方を自宅で介護している方</p> <p><支給額>月額 10,000 円もしくは月額 20,000 円 ※在宅介護日数による</p>
<p>紙おむつの支給</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p>在宅の寝たきり高齢者に対し紙おむつを支給し、高齢者の QOL の確保及び家族の負担軽減を図ります。</p> <p><対 象>要介護3～5の認定を受けた方</p> <p><支給物>月額 5,000 円または 10,000 円分の紙おむつ ※課税状況による</p>
<p>ショートステイ事業</p> <p>福祉保険課 ☎24-1123</p>	<p>特別養護老人ホーム等に一時的に宿泊し、生活習慣の指導や体調の調整を図ります。</p> <p><対 象>介護保険の要介護認定結果が「非該当」の認定を受けた方等で、ショートステイの利用が適当と認められた方</p> <p><費 用>1日 620 円程度（原則 2泊3日まで）</p>